



車 載 用

様式第二

特殊車両通行 許可認定 申請書 (新規)

平成25年6月17日

通行開始年月日	平成25年6月18日
通行終了年月日	平成27年6月17日

〒272-0103
 住所 **千葉県松戸市新松戸2-2**
 会社名・氏名 **い3行政書士事務所**

車種区分	トラック
車両番号等	車名及び型式
	いすゞ
他1台	PJ-CYZ51V5
他台	

代表者名 [Redacted] TEL [Redacted]
 担当者名 [Redacted] TEL [Redacted]

事業区分 区域

積載貨物	幅	高さ	長さ
	230 cm	100 cm	880 cm
品名	足場板単管パイプ		

軸種数 1

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	25090 kg	707 cm	131 cm	18070 kg	1199 cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	249 cm	356 cm	990 cm	9160 kg	3700 kg

通行区分	往復	通行経路数	2 経路
------	----	-------	------

更新又は変更経緯					
申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時	-	-	-	-	-
前回	-	-	-	-	-

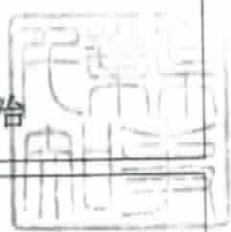
特殊車両通行 許可認定書

千葉県道環指令 第 10 号の 266
平成 25 年 6 月 26 日

申請のとおり 許可認定 する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可証認定書の有効期間	自 平成25年 6 月 26 日
	至 平成27年 6 月 25 日

道路管理者 **千葉県 鈴木栄治**
 千葉県知事



(1) 許可証(以下「本証」という。)の取扱いの注意事項
 1 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
 2 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
 3 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は遵守しなければならない。
 4 通行条件等に關し、道路管理者等から指図命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
 5 本証に記載されている車両種別、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
 (2) 不圖申立て又は処分取消しの請求
 この特殊車両通行許可について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、本証を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなく、審査請求することができる(なお、本証を受け取った日の翌日(当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の通告を受けた日)の翌日から起算して6か月以内)を通告として(訴訟において、各代表する者は、)とす。)、処分取消しの請求を提出することができる(なお、本証を受け取った日又は裁決の通告を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分取消しの請求を提出することができなくなる。)